

平成 29 年第 2 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 29 年 8 月 18 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 29 年第 2 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）午後 2 時 55 分開会

議事日程

平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）午後 2 時 55 分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 2 号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 2 号
-

出席議員 13 名

1 番	新 田 茜 君	9 番	田 谷 文 子 君
2 番	大和田 寛 樹 君	11 番	宮 嶋 謙 君
4 番	大 槻 勝 男 君	12 番	鈴 木 俊 一 君
5 番	関 口 忠 男 君	13 番	石 井 旭 君
6 番	岡 野 孝 男 君	14 番	市 村 文 男 君
7 番	高 野 要 君	15 番	篠 塚 昌 毅 君
8 番	小座野 定 信 君		

欠席議員 3 名

3 番	石 橋 保 卓 君	16 番	荒 井 武 君
10 番	来 栖 丈 治 君		

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会 計 管 理 者	横 田 克 明 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	事 務 局 長	飯 田 修 久 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	庶 務 課 長	田 辺 武 弘 君
副 管 理 者	松 隈 健 一 君	所 長	三 橋 信 一 君

職務のため出席した者

係 長	古 渡 正 好 君	主 事	金 子 桂 子 君
-----	-----------	-----	-----------

平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）

午後 2 時 55 分開会

○議長（関口忠男君） ただいまの出席議員数は 13 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年第 2 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、平成 29 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査は、7 月 27 日から 28 日の日程で、静岡県焼津市にごぞいます志太広域事務組合「大井川環境管理センター」を、議員 12 名、管理者 1 名、事務局 2 名の計 15 名で実施したことをご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会計管理者	横 田 君
副 管 理 者	島 田 君	事務局長	飯 田 君
副 管 理 者	坪 井 君	庶務課長	田 辺 君
副 管 理 者	松 隈 君	所 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

12番 鈴木 俊一 君	13番 石井 旭 君
-------------	------------

の両名を指名いたします。

日程第3 議案第2号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、議案第2号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、今泉君。

○**管理者（今泉文彦君）** 本日ここに提案いたしました議案について概要を説明申し上げます。

議案第2号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本案は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて、議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額、679,942,034円・前年度比17,837,727円（2.56％）の減、歳出総額、625,102,481円・前年度比36,088,432円（5.46％）の減となりました。これにより、平成28年度の実質収支は、54,839,553円の黒字となりました。

次に歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金、630,201,000円・前年度比1,270,000円（0.20％）の増、使用料及び手数料、7,027,820円・前年度比114,456円（1.60％）の減、繰越金、36,588,848円・前年度比19,748,765円（35.05％）の減、諸収入、6,124,366円・前年度比755,494円（14.07％）の増となりました。

次に歳出では、議会費、1,344,581円・前年度比44,960円（3.46％）の増、総務費、22,238,646円・前年度比5,361,797円（19.43％）の減、衛生費、358,018,354円・前年度比30,771,595円（7.91％）の減、公債費、243,500,900円・前年度と同額でありました。

決算の詳細につきましては、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（関口忠男君）** 次に、監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

監査委員、石井旭君。

○**監査委員（石井旭君）** 地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました、平成28年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類につきまして、平成29年7月21日に審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

審査に当りましては、一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証拠書類等により収入支出の照合を行うとともにその計数の正確性、予算の執行など決算に関する審査基準に基づいて審査を行い、あわせて関係職員の説明を聴取しながら執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書並びに関係調書はいずれも関係法令の規定に準拠しており、その計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。本組合の平成28年度一般会計歳入決算額は

679,942,034円で、前年度と比較いたしますと17,837,727円(2.56%)の減となっております。歳出決算額は625,102,481円で、前年度と比較いたしますと36,088,432円(5.46%)の減となっております。この結果、実質収支額は54,839,553円の黒字となりました。

最後に、施設の処理運転については、平成17年度の新規稼働以来今日まで、適正かつ正確な体制が構築されており、構成4市からのし尿等は遅滞なく円滑に処理されていることを確認したところであります。しかしながら、人口減少や公共下水道あるいは農集への接続率の増加から施設への搬入は漸次減少傾向にあることから、維持管理に多少なりとも波及していくことは容易に想定できるため、今後の処理運転方法等には適宜工夫や努力が必要になると考えます。また、事務処理を取り巻く環境については、日々移り変わっていることから、今後の執行管理に当たっては、常に最新の情報の取得に努め、適正処理に、より一層留意するよう望むところであります。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

○議長(関口忠男君) 以上で、提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

7番、高野要君。

○7番(高野要君) はい、7番高野でございます。一般質問ですね。通告の順にすすめてまいりますのでよろしく願いいたします。これは2回までですよ。

○議長(関口忠男君) はい。

○7番(高野要君) 湖北環境衛生組合における問題についてお伺いいたします。

1つはですね、しばらく草刈りの問題で忘れてたことがございまして、あの悪臭についてですね、お伺いいたします。今は石岡クリーンセンターというようなネーミングでございますけれども、昔は柏山プラントと申しまして、この上の部分にですね、今木々が植わっておりますけれども、そこで稼働していたわけでございます。そして今、石岡クリーンセンターとネーミングもね、素晴らしくなったわけではありますが、約45年間何にも変わらないのが臭気でございます。以前にはむき出しの中で汚泥を薄め、し尿を薄めですね、臭いをまき散らし、そして周囲にですね穴を掘って埋め、その穴が抜けて下の道路に流れ出すというようなね、ことが長いこと続いてきたわけでございます。そして今、新築、新しいこのプラントが出来まして、13年、14年ですか、経っております。しかしながら、この臭い、どうでしょう。ここに副管理者の島田市長もおられますけれども、建設するとき何と言って地元へ依頼をしたのか。臭いは大丈夫です、心配しないでください。そういったことで建設依頼をしたわけでありませう。そしてまた、厚生省がちょっと忘れちゃったけれども、補助金をもらうために、うちの方は反対してた、しかしながら1週間前どうしても、そこにね今所長いるから分かるかと思いますが、もうここしかないんです、同意書ください。という事で、まあ町内でそういうことであれば

仕方ないだろうと、時の市長、木村さんの願いもあります。でやったところですが、同意をしたところですが。うちの町内は好きで、うちっていうかね、この町内は好きでね賛成したわけではない。しかしながら、施設がもう老朽化して、上が崩れてどうしようもない。そういった涙の訴えに同意したわけでありまして。そして約束したのは、臭いは出さない、ということですが、いまだにこの臭気の問題には取り組んでいない。私が思うに、畑の中だから、山の中だから臭いはしていいんだ、ということはない。田んぼにきても不快感。畑にいる人も不快感。また、近隣の人は、今はエアコンありますけども、爽やかな風も入れられない。卵の腐った臭い分かりますよね、その臭い。しかしながらどうですか。新しい施設出来ました、大丈夫です。この13年間何か臭いについて対処してこの地域にあったことがありますか。臭いですよ。毎日です。生活の中に臭いがあるんですよ。それでこの地域は90何パーセントっていう形で農集排水に接続されておりますから、ほとんどのこのし尿処理場は利用してないんです。そういった形でも、中でもみなさん我慢我慢、我慢で来ました。しかしながら、我慢に甘えてか分かりませんが、いまだに対処しようとしません。職員が悪いのか管理者が悪いのか、地元をばかにしている。分かりませんが。この臭い、今近くにいちご園さんあります。このいちご園さんはですね、茨城県でまあ、1番になって金賞を獲りました。だけど観光農園で出来ないでしょう。うちで採って持って行って売るのは臭いは分からない。しかしながらみなさんに来ていただく場合には、臭いは問題なんですよ。私もこの近くに田んぼ、水田持っております。水田に来てくさいものはくさいんです。この臭いで稲は育ちませんから。この辺のところをね、放置に放置を重ねてきて45年間。そしてまた建設時に約束したことも反故。こういったこときちっとしてやってくださいよ組合は。それでなかったら約束守ってないんだから、移転したらいいでしょう。みなさんうちとこだったらいいよって言う人たくさんいるかも知れませんよ。おそらく同意もらって作るまでには10年かかるでしょう。この辺のところの見解をね、きちっとしていただきたい。時間が30分なんでね、次に進みますけど。

あと、バキュームカーの架装ですね。バキュームカーの架装については、前市長の久保田健一郎氏と、元々は横田凱夫氏と、話を、建設時の約束で、合意でね、行ってきたところがあります。そしてそのまま放置され、まあ前市長の久保田さんですか、久保田市長。また副管理者の、ここに島田市長おられますけども、みなさんとのお話し合いの中で、バキュームカーの架装は出来ない。1億も2億もかかんだ、というようなことね、まあ来たわけですが、何でここでね、バキュームカーの話をしているかということ、まあまた、草刈りが出てくるんですが、草刈りが反故されている。久保田市長が、また住民に話します。どうしても1億2億かかるから、出来ないんだよ、だから住民の方に草刈りどうよ、枝打ちとかそういうことやってくれないか、ただのお金は払えない。そういったことで久保田市長が、まあ島田副管理者さんもおられますけども、地元への配慮、それで高野、みなさんと話してくれ、いうよう

なことで私が地元にしたわけでありまして。しかしながら今になって、何も分からない人たちがね、よってたかって草刈りが悪い、枝打ちが悪い。何が悪いの。行政に頼まれてやってて何か悪いことあるのかと。悪いことは出すなってことですよ。それでね、このバキュームカー、まあ今泉市長お金は払わないと、まあ枝打ち等々についてはしております。ですから、払わないのであれば、このバキュームカーの架装を早急に進めないといけないんじゃない。自分たちの意見だけ通してたんではまずいんじゃない。それでは行政とはいえないんじゃない。市民住民のいじめですよ。やはり自分が管理者になった、市長になった時から始まっているんじゃないんです。行政また組合というのは先代がいるわけです。先代のことも全部調べるせずして、まあ住民に大変無礼な行為をとっている。規約1枚足りないから、まあそんなことでね、それはどうでもいいんですが、まあ約束不履行ということであれば、これ前管理者の久保田さんとも話してくださいよ、島田副管理者もいますから。それでね、バキュームカーの架装、これを早くお願いしたい。建設する時は泣くほど頼んでね、何でもやります、終わったら知りませんでは通らない。よく島田副管理者さんと話してみてください知ってますから。私もここで久保田健一郎と大激論してますから。石岡市は今泉市長の4年前から始まったわけではないです。先代というものが居、また先々代が居、脈々ときているわけでありまして。その辺のところをしかとね、ご理解いただいて、早急にやる予定はあるんでしょから見解を示していただきたい。

あと、周辺地域ですわ環境整備でございます。これについてもですね、14年くらいになりますか、もうね、誰だ、阿部さんというような助役がいますね、その時にやはり色々会議がもたれました。そういった中で、この地域に対しては、とにかく迷惑施設なんで特段の配慮をする、いうことであつたわけでありまして。しかしながら十数年、隣の道路はよくなりましたが、あの道路に続く町内への乗り入れ、あの道路ですね、わずか2kmくらいですけども。これはやっていただけましたよ。ここは排水も用水路に入れているわけです。用水路の整備やってくれました。街灯つけてくれましたよ。何1つやってないんです。ですからこれからね、私もこの環境整備っていうのは非常に大事です。もうこのね、こういったものがある限りね、地価等々も上がりませんし、この隣接の方々がね、それだけでも大きな損害を被っているわけです。ですから国では迷惑施設、これには特段の配慮をなさいというような法律もあるわけです。この辺のところを踏まえてね、市長ね、環境整備、どのような考えがあるのか。今議員さんから出ましたけども、そういったね少しばかりのお金をね、補助金とかそういったものでもらうことよりも、きちっとした約束を果たしていただきたいんです。地域でお金ほしいなんて言っている人は一部しかいません。それで先日、まあ先ほど区長さんの話も出ましたけど、新しい組織を作るとしてありましたが、誰も応じる者はない。向こうで言っていましたよ、執行部に聞いてみなきゃ分かんないでしょ。ああ、執行部主導でやってんだな。いうふうに私もああそうですか、という話でね、鶴呑みにしましたけど。そういうことよ

りも、小手先で人を騙すんじゃなく、きちっと約束事だけやってくればいいんです。世話になった時、自分たちが頭下げて、同意の判子をもらう時、毎晩毎晩。そういったことをね、馴れあるということを今泉市長ね、今泉管理者ね、考えるべきですよ。ここの住民は、この施設より先にここに住んでる。この環境整備費に、環境についてをね、今泉市長ね、特段の配慮でねやってください。みなさんと約束してるんですよ。次にですね見解をお伺いします。

次にですね。管理者はですね、草刈りっちゅーか委託業務の覚書。これについてねどのような認識を持っているのか。そういったものは何でもないよ、そんなのは聞いてらんねえ、知らない、何でもいいんです。答えてください。

あとですね、これ大事なことです。今日傍聴者の方々たくさん来ているのはね、この3点、4点かと思うんですが、管理者が地元へ送った通知文ですね。この文についてですね、皆さんが納得する、出来るような説明をしていただきたい。私は分かっています。1つにはね、規約の提出依頼についてね。これは覚書にないものであります。覚書の協議事項、協議、こういったものを求める時は協議するとなっておりますが、協議のお誘いもいただいてございません。あと、業務委託の見直しについてですね。これも今泉市長が出したわけですから、あるかと思えます。あと請求書ですね。これについてもあるかと思えますので、ひとつご説明をですね、納得いくご説明をですね、まあ住民が暴漢になったり色々書かれております。それは構いません。いずれ告発してくるんでしょう、皆さん言ってますから、何もたまげることはございませんけど、自分でね出した文書ですから、責任をもってね皆さんにお話ししていただきたい。このまま落ちていくでしょう。あともう1つですね、平成28年度ですね、場内清掃業務委託それについてもですね、しっかりとですねご説明いただければと思います。

あと、島田副管理者にですね、大変恐縮ではございますが、この建築から現在に至るまで、会議ですね、管理者会議また議会、そういったことすべて知りえていると思います。ですからそれについて、わたくしはこの地元の方々すべてが行政指導で行い、今日に至っている。急にわいてきた規約等々ありますけど、これも協議の上ということですが、協議はもたれていない。今日までですね、経緯っていうんですか、どんな経緯で今日に至ってきたかを、私はご説明いただければと思います。地元の人たちが何かこのプラント、湖北環境衛生組合に迷惑かけるようなこと何かしてきた、してきたと言うんであればきちっと謝罪もしなくちゃいけない。しかしこれが行政に問題があったとしたら、行政側どうですか。主権は住民ですよ。わたくしは副管理者の、今日ですね、今日私がこれ副管理者に、島田副管理者にお願いしようと思ったわけではありません。どうしても後ろにいる傍聴者の方々が、島田副管理者はすべて知っているんだと、その見解をもらったかどうかということでありましたので、これは代弁でございませうけども、代弁じゃなくてね、代わっての質問でございませうけども、お答えいただければと、かように思います。

あとですね、これ市長でございませうけど、この横田前管理者と久保田前管理者の見解の相

違について。今泉管理者に13年間、急にね、何事もなくこの地域は、この事務局と共にコミュニケーションを深め、問題なくきました。臭い等々においても、何かあった時にはすぐに事務局長が行って少し、すぐ直すから勘弁してくれとか、そんな話の中でね問題はなかった。しかしながら、まあ今泉管理者になってからこのようなことがなぜか起きている。なぜ住民と対立しなければいけないのか。戦争しているわけじゃないんです。分かりますか。住民は一生懸命ここまでね、13年間この施設を、横田凱夫さんの考えは、この施設を地元の施設と願っています、ということでした。だから今泉市長になってね、何かこの変わっちゃったんでね、この相違って何なのか。俺は久保田と横田と違う、俺は俺の考えだ、やはりそうはいかないと思うんですね。先代がきちっと取り次いできたこと、これはねある程度遵守しなくてはいけない。相手が悪いことをやってるんであれば、これは問題ですけど。規約1枚が足りないからと言ってね、2年間もね騒いでいる人はどこにもいない。この相違ね、前市長との相違についてお伺いいたします。よく書いといてくださいね。私忘れちゃうから。

あと1つ大事なこと、今規約、規約って言ってますけど、この規約ですね、各管理者さんにお伺いしますが、この覚書があって、覚書には規約を提出しなさいといったものは、入っておりません。その中で、覚書にないものにあたっては協議の上、決定するという事になっておりますけども、これ管理者のみなさんね、協議もせずにこの規約提出を求めることが出来るのか、それとこの規約がなければお金は支払えないのか、この件についてお伺いいたします。まあ法的根拠があればですね、法的根拠によって、まあ自治法でも何でもいい、いいですけど答えてください。

あと随意契約ですね。随意契約については、これ各です組合、整合性というかね、同一なのか。結局こっちのプラントは随意契約はこういうふうでいいよ、こっちはこうだと、もう地方自治法なんて関係ねえよ、施行令も何にもない、そういうことなのかどうかね。それがそうであればそれでよろしいんですが、本来わたくしは組合ですから、組合はやはり同等であるのかなと。まあ石岡市に準ずるでやってるかと思うんですけど。その辺のところの見解をですね、副管理者にもお伺いいたします。

あとですねもう1点。柏山浄化プラント対策委員会の覚書、まあ契約書ですよ。これは管理者との契約の取り交わしであります。管理者は常に議会の理解、議会に報告、議会の承認、語っておりますが、この覚書に議会の議長やそういった方の名前は出ておりません。議会と締結はしてない。この辺のところですね市長は語っておりますけども、本来は議会は関係ないんじゃないかと思うんですよ。予算、決算はあれですよ。しかしながら契約、執行権者ですよ。専決出来ますよね。そういったことを考えた時に、議会が議会がするのは自分で逃げてただけでね、議会は関係ないと思うんです。これ地方自治法においてね、こういった契約がなされている覚書がある場合、これ地方自治法、それにおいてですね、議会の関与はあっていいのか、議会の決定は必要なのか、この辺のところをね、今泉管理者きちっと答えてく

ださい。これからもね市長にだけ話しても仕方ない。どうしても議会がっちゅうことであれば、議会の方にも話ししなくちゃいけない。どうですか、その辺のところきちっと答えてくださいよ。もう2年、住民はそろそろ嫌になってます。だから法律的にね。まあここでね、まあ質問ですからしてますけど、あと法律的にきちっとねやっていけばいいのかなというふうに思います。

まああとはね、ここで出来ないかも知れませんが、まあ今係争中です。非常に情けない話です。50万の金がもらえないから出してくださってというのは、ちょっと裁判ですね、いままで前代未聞。こんなことはないと思います。ほとんどのことは話し合いでね、何でもついてきたかと思います。5千万とか1億じゃないです、50万のお金でね、住民と対決。かっこいいですね。でもね、今結果が出た時ですよ。住民が結果が出た時には、住民にきちっとした謝罪、謝罪だけでは済まなければ罪も罰も受けるでしょう。ですから、この結果がもしですね出た時、管理者に非があった時は、管理者は住民裁判ですから、それなりのお覚悟を決めていただければならない。一人との対決ではございません。この辺のところの見解をね、私は体張ってやってますよ、というようなね元気な姿を見せていただければ、皆さんも戦いがいがあるんじゃないかなと思いますんでね。見解をお伺いいたします。

私の質問1回目は以上であります。

○議長（関口忠男君） 事務局長、飯田君。

○事務局長（飯田修久君） わたくしの方から当組合における問題において6点ほどお答えいたします。

ご質問の1点目、悪臭を取り除くことについて、まずお答えいたします。臭いの問題については、従前より周辺の地元の皆様方のご意見に耳を傾けながら、対策を少しでも講じてまいりました。法的には悪臭防止法の規定により風上風下の敷地境界点2か所を年4回、煙突の1か所を年2回測定しております。しかし、場所によっては臭いがあるとの連絡もあり、施設周辺13か所を職員の嗅覚により測定を毎月行っております。また、機器の運転においても、具体的な対策として、燃焼温度や風量風速の調整を行うなど、運転方法に工夫を加え、臭い対策を行っています。また、農園の来訪者の多い時間帯の運転を変えられないか、との要望もあり、当組合といたしましても、本年の2月と3月の2か月間、試行運転といたしまして14時から22時に変更して運転を行うなどの対応を実施してきた現状もございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

2点目のバキュームカーのアルミ架装についてお答えいたします。アルミ架装については、建設時の要望を受けて検討をしていましたが、平成22年度の定例会で答弁しておりますとおり、架装費用が高額であるため、当組合や収集事業所において負担することが難しい状況となっております。こうしたことから、地元代表者の対策委員会と当組合が協議しまして、その対応として覚書を締結した経緯がございます。

3点目、周辺地域の環境整備についてお答えいたします。かねてより周辺地域の方から周辺道路の整備や水路の修繕・整備などについてご要望をいただいているところでございます。当組合といたしましても、周辺地域の環境整備については必要なものであると認識しております。今後におきましても地元配慮した環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の覚書についてどのように認識しているのかにお答えいたします。覚書につきましては、施設の建設にあたり、東大橋地区・東府中地区・行里川地区の3地区の住民の方の総意として柏山浄化プラント対策委員会が結成され、その対策委員会との合意により覚書が結ばれたものと理解しております。今後も地元の方々のご意見ご要望に耳を傾けながら、対応してまいりたいと考えております。また、諸問題においても地元との解決を望んでおります。

5点目、随意契約の整合性についてお答えいたします。当組合の契約にあたりましては、地方自治法を遵守し、事務手続きを行っているところでございます。

6点目、議会の関与についてお答えいたします。場内清掃業務の契約の当事者は、高野議員さんがおっしゃるとおり議会ではなく管理者です。また、議会との関係については、毎年の予算について議会における議決が必要となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） まず悪臭を取り除くことについてですけれども、臭いの問題でありますけれども、ただいま事務局長から答弁がありましたように、臭気対策として機器等の運転方法、運転時間を変更するなどの対策を講じております。

それからバキュームカーをアルミ架装とすることについてでありますけれども、アルミ架装については、当時の経緯を踏まえ、かつ現状を十分配慮し、組合としてどのようなことができるかを検討してまいりたいと思います。

周辺地域の環境整備を行うこと、これについては必要なことであると認識しております。今後におきましては十分地元配慮した環境整備に取り組んでまいりたいと考えています。

それから4番目の覚書の認識についてであります。浄化プラント対策委員会、その設立の経緯を辿れば、名前のとおり当組合の施設に対し東府中と東大橋、行里川の地元3地区がその目的を理解し、相互に協力しあって地域の環境保全に寄与していく委員会ということでありました。当初は3地区がそれぞれ地域の総意として合意形成を行っていましたが、10余年という歳月が流れ、設立当時とは構成が異なってきたというふうに聞いております。こうしたことから、覚書については地域の総意をもったものであることが必要であると認識しております。

4番の①であります。なぜ規約の提出を求めたか、ということでございますけれども、組織を定義する規約を当組合で確認することなく業務委託契約を締結したという経緯がございます。しかし、公金を支出する行為でありますから、透明性の高い会計処理が基本となります。

支払先の組織が明確に示すことが出来ないといった状況では、支出の説明が不十分であると考えております。そうした意味から規約の提出をお願いしたものであります。

さらに②業務委託の見直しでありますけれども、業務委託を締結するにあたりまして、当組合において事務的な問題があったということを勘案しまして、これまで協議経過を踏まえて事務的な改善を行いまして、より透明性の高い契約と、公金支出の説明責任を果たすため、業務の見直しを行いたいと考えたものであります。これは前も述べましたけれども、公金の取り扱いにいささかの疑義があれば、委託先も委託元もいらぬ誤解を受ける可能性がありますので、今回の業務改善についてはその点をご理解賜りたいというふうに思っております。

③の請求等についての説明でありますけれども、29年6月24日、25日に実施された清掃業務についての請求でございますが、この清掃業務については、契約書が作成されておらず、予算が議会で認められていない中で実施されたものと認識しております。公金の支出に必要な手続き・経過を経ず実施されたものでございますので、お支払いは大変難しい状況であります。

〔「難しいの」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） ただ、当組合として業務委託について見直しを行いたいと考えておりますので、請求書や工事写真、規約については受理いたしかねるため通知したものであります。

横田前々管理者、久保田前管理者との見解の相違についてですが、基本的な考えは同じでございます。こうした環境を保ちながら、地域の皆様のご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から感謝申し上げる次第でございます。しかしながら今回の業務委託については、事務的な不備を勘案し、地域を代表する透明性の高い公平公正な方法を確立してまいりたいと考えております。

規約が必要な理由であります。組織を定義する規則を当組合で確認することなくこれまで業務委託契約を締結したという経緯がございます。しかし、公金を支出する行為でありますから、透明性の高い会計処理が基本となります。支払先の組織が明確に示せないといった状況では、支出の説明が不十分であるとと考えております。そうしたことから、規約の提出をお願いし、行政契約上必要な手続きを行わないうちはお支払いいたしかねるとしたものであります。今後は、透明性の高い方法を確立していきたいと考えております。

⑦番でありますけれども、28年度場内清掃業務（第3回）について、これの支出については現在係争中でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

随意契約の整合性であります。ただいま事務局長が答弁したとおり、地方自治法を遵守してまいりたいと思っております。

議会の関与についても、事務局長が答弁したとおりであります。

(7) の訴訟の結果に対する管理者の責任について、これについては現在係争中となっております。

りますので、司法判断を待ってお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

〔「規約についての法的根拠ってのはありますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 副管理者、島田君。

○副管理者（島田穰一君） それではただいま高野議員の質問でございます，答弁をさせていただきますが，特に傍聴者の皆様方大変お忙しい中ご苦勞様でございます。その傍聴者の皆さん方が聞けよということでございますので，私もこの湖北環境衛生組合の副管理者として11年目に入るわけで，その都度，当時石岡の横田市長そして久保田市長，そして今の今泉市長と管理者・副管理者の立場でこの組合の管理者・副管理者という上席を担っているわけでありまして，ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。その中で確かに私は継続してこの組合に所属しているわけでありまして，その都度まあ管理者の元で副管理者として会議を開き，議会の了解を得て，そして地域住民の皆さんの温かいご支援をいただきながらこの運営をしてきたわけでありまして，先程事務局長そして管理者の方から説明，答弁があったとおりでございまして，時には円満に進んできている状況の中でも難しいところが生じてしまったということで，事務処理にちょっと不具合があった，ような話のことから色々と異論がございまして，やはりこの支払いについては，透明性や公平性や住民に理解いただけるような支出の方法というのが必要だろうというのは，我々も副管理者・管理者等々話をつめて，常に議会に諮って進めてきているところでございまして，これからもご理解あるご協力をいただきながら，この湖北環境衛生組合の運営にあたってまいりたいと思ひているところでございまして，よろしくお願ひしたいと思ひます。管理者はその都度引き継ぎを行って，すべて当初からのこの執行についての理解を経て執行しているわけでありまして，その辺もご理解いただければ大変ありがたいなとお願ひを申し上げ，答弁といたします。ご苦勞様です。

〔「いや，経緯，経過について聞いたんですよ。結局ね，いいですか。いいですか

発言ちょっと。」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） いや，ちょっと，ちょっと待ってください。

○7番（高野要君） 私は。

○議長（関口忠男君） 経過については。

○副管理者（島田穰一君） 常に話し合いをしながら，理解を得て。

○7番（高野要君） いやそうじゃなくて，きちっとした，あれでしょ，管理者は管理者で，久保田の時も，久保田市長の時もそうですけども。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 経緯については今述べられておりますので。

○7番（高野要君） いや，述べられてないでしょうよ。結局私が経過というのは。

○議長（関口忠男君） 暫時休憩いたします。

○7番（高野要君） ちょっと休憩して。

○議長（関口忠男君） 10分間の休憩といたします。

午後3時46分休憩

午後3時55分再開

○議長（関口忠男君） 会議を再開いたします。

副管理者、島田君。

○副管理者（島田穰一君） それでは高野議員の再質問にお答えいたします。経緯については先程答弁したとおりでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（関口忠男君） 高野議員、2回目の質問をお願いします。

○7番（高野要君） 私はね、あと5分しかございませんけど、私が聞きたかったのはね、まあ今事務局長で、事務局が来てね、そういった会議録も何もないんです、ふざけんなつうの。言葉悪いですけど。私にはくれているじゃないですか。私会議録持ってるでしょう。そんなことね、下世話なこと言ってもしょうがない。ただただ、きちっとした見解が出来るんじゃないねえの。横田さんとはこうだった、久保田さんとはこうだった。久保田さんの今の、もう時間ないんですけど、バキュームカーの問題なんてつい最近のことだったじゃないですか。ここで大騒ぎしたんじゃないですか。それで久保田が、高野よと、同級生なもんですから、そんな話で私が地域の方に話したことじゃないですか。遠い昔のことじゃないんですよ。まあとにかくね、バキュームカーあのお金を払わないというんであればね、早急にね架装やってください。いくらもかかんないですから。1億6千万ですよ。1億6千万の金が出せねえから久保田が申し込んできた話じゃないですか。管理者よくご存知でしょ。原点に戻ってくださいよ、今泉管理者。透明性とか何とか言ってますけど、これが始まりの発端は何ですか。高い安いといったものにのっかり、そして規約。規約はきちっと前の真家というのがね規約は作ったんですよ。そしたら真家と言う者が持ってきましたよ。そしてそれに言い掛かりをつけたのはあんたじゃないですか。規約がだめだからこれでだめだ。それで地域の人が怒ったんでしょよ、私を始め。なぜ規約に、自分たちで作った規約がだめだとか。管理者の皆さんどうですか。自分の会社の規約、人に何だかんだ言われる筋合いありますか。私も会社持ってましたけど、誰も何にも言わないですよ。みんな銀行さんがやんですけど。今泉市長どうなんですか。この問題の発端はあなたじゃないですか。あなたがきちんと地域との調停というか、副管理者さんでもいい、あんたでもいい、地域と1回話をしましょうよと。そういう話を持ってやれば、地域なんか草刈りなんか返すかもしれないよ。こんな危ないところ。あの土手見てください。元々はシルバーがやらないからってくれたんですよこれ。今泉さん。自分がやったことがこういうふうにならなくていい問題が起きてる、それを公平公正だと

かね、あなたはあなたたちは正しくないとか、そういったことを言える身分ですか。あなたは市長とはいえ雇われている身です。それであなたがね、文書の中に書いてあります暴漢に襲われたが如く、暴漢じゃないですよ。以前、前と同じに、前日か前々日に草刈りを止めさせる話をあんたやったんでしょ。またやったんですよ。そんで草刈りは止められない、みんな頼んでると。それでもここにいる事務局長が私が来ますと、したのをまた止めたんでしょ。何で来ないんだっつたら、管理者が行くなと言う。それでみんなであんたの家に行ったんじゃないですか。何もなければ誰も20人もして行かないですよ。あれが住民の声なんですよ。文章にはその人たちが悪人が来た如く書いてあるじゃないですか。みんな善良な市民ですよ。あなたが市長を務める町の市民です。この問題ね、そんなに大きな問題ですか。あなたが変なことやるからでしょうよ。負担金でもらったものを予備費にしまったり。もう一度ね考えてね、原点に戻ってみてくださいよ。どうしてもこの地域にそんなことやらしたくねえつつうんなら、私が仲介して入りますから。今隣の小座野さんが調停だよなって言ったけどね、話し合いなんですよすべてが。管理者のみなさん分かってますか。この今日、今来ている方々、話し合いを何度も事務局にお願いしてるんですよ。管理者と話し合いしたい、くれと。副管理者、そんな声聞こえてないでしょ。何度も何度もですよ。ここの事務局長に。みんな自分の都合のいいことだけなんですよ。もう。

○議長（関口忠男君） 時間ですので。

○7番（高野要君） まだ1秒あります。

○議長（関口忠男君） いやいや終わりです。

○7番（高野要君） よく考えてみてください。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君

○管理者（今泉文彦君） 今高野議員からご質問がございましたけれども、今までの経過も含めてわたくしの感想でありますけれども、ここに至った経過を振り返ると、足りなかったのは、足りなかったことはただひとつ、話し合いで、この業務委託の見直しについてという文書を佐藤委員長に届けましたけれども、その中でも話し合いの余地がなくということを書かせていただきましたけれど、それは双方にあったので。で3つの質問が、架装のこと、それから臭いのこと、規約のこと。それについて、草刈りも。改めて今のご質問で感じたことは、もう一度話し合ってみたいということでもあります。どういう話し合いを持つかについては、正副管理者会議を開いた上で決めさせていただきたいと思いますが、今私が答えられることはそれだけです。

以上です。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これを以って一般質問を終結いたします。

次に議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

7番，高野要君。

○7番（高野要君） 議案2号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。予備費の問題。平成28年1回定例会における今泉管理者の答弁の中で、平成28年度予算における場内清掃業務委託料については、一旦予備費に回したという答弁があります。しかし平成28年度決算を見ますと、場内清掃業務委託110万円については、予備費からの支出はされてはございません。予備費というのは、地方自治法第217条により、支出の目的を持たない予算科目となっております。この予備費については、支出しなかったのであれば、私は繰越金として残すのではなく、各構成市への返還が、返還であるべきと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（関口忠男君） 庶務課長，田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） 議員さんのご質問にお答えいたします。現在当組合におきましては、歳入歳出の差額につきましては、繰越金という形で会計上計上させていただいております。これは地方自治法第233条の2の規定によりまして、各会計年度において決算上剰余金を生じた時は翌年度の歳入に編入しなければならないという規定に基づくものでございます。ただいま議員さんからご指摘のございました、各構成市に返還すべきではないかということにつきましては、他の一部事務組合において各構成市へ返還しているといった事例も聞いてございますので、そうした事例について調査、検討してまいりたいと考えております。また、当組合の構成市とも十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（関口忠男君） 7番，高野要君。

○7番（高野要君） 今ね、まあ各構成市とも話し合いをしていくというふうにな、答弁いただいたところでありますけども、しかしながらですね、議会のこの当初からですね予備費であるというわけではないわけでありまして。当初は負担金、それをですね、まあ議会の2日くらい前にですね、予算議会の2日くらい前に予備費に充当したわけでありまして。またこのこと自体がですね、これは管理者としての越権であります。まあ副管理者にも同意を得たのかどうか分かりませんが、執行権者ですから出来るのか知りませんが、1人で行ったように思われるところであります。本来わたくしはこれが負担金でなく、予備費であるものであれば、それで認めたいというふうに思うわけでございます。今職員の方々からのですね、庶務課長からも今後についての話がありました。しかしながら、この決算議会、今後についての話ではございません。わたくしはですね、やはりこの剰余金、これはですね、もう支払うことを目的としないんですけども、当初からですね、もう使い道がないというようなことを知りながら、知っていた中で出たのが今回の予備費であります。よってわたくしはですね、これはですね、その今までの経緯、経過そういったことを考える必要もなく、これは各構成市へ戻すものである。明らかに当初からいらぬものをそこに置いたわけですから、これは管理者がですね戻すべきである。戻すかまた来年度の負担金から引くとか、そういったね、こと

が必要ではないのかな。これどうするんですか。このままですねみんなこうやって負担金でもらって財源にしていくんですか。予備費に入れて財源ですか、繰越しで。この辺の見解をですねお伺いいたします。

○議長（関口忠男君） 管理者，今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 今のご質問についてでありますけれども，負担金については課長が答弁したとおりであります。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので，これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

○議長（関口忠男君） 7番，高野要君。

○7番（高野要君） 議案第2号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について，反対の立場から討論をいたします。予備費の問題でございます。平成28年第1回定例会における今泉管理者の答弁の中で，平成28年度予算における場内清掃業務委託については一旦予備費に回したという答弁がありました。しかし，平成28年度決算を見ますと，場内清掃業務委託110万円については予備費からの支出はされておられません。予備費というのは，地方自治法217条により支出の目的を持たない予算科目となっております。この予備費については支出しなかったのであれば，わたくしは繰越し金として残すのではなく，各構成市へ返還すべきであると考えます。しかし平成28年度会計においては，このような手続きが取られておりません。以上のことから，平成28年度決算認定については認定できませんので反対します。議員各位の賛同を賜りますようお願いし，わたくしの反対討論といたします。

○議長（関口忠男君） 他にございませんか。

ないようですので，以上で討論を終結いたします。

これより，採決に入ります。議案第2号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本案は，原案のとおり認定をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（関口忠男君） 以上で，今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので，これをもって，平成29年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変，ご苦労様でした。

午後4時12分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 鈴 木 俊 一

署名議員 石 井 旭